

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和5年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
函館地方法務局	松前郡松前町字荒谷
函館地方法務局	松前郡松前町字大沢
函館地方法務局	松前郡松前町字白神
函館地方法務局	松前郡松前町字博多